

最初に、第2回作業部会の議長、特別報告者にクリスティアン・ギジェルメ氏が選出された。

クリスティアン議長から挨拶があり、宣言案についての趣旨の説明がはじまった。5ページの配布物もあり、かなり長いものだった。

【議長・趣旨説明】

前回の作業部会が終わってから様々な国と非公式会議を行い、NGOや世界の10の大学から著名な国際法の学者からも話を聞いた。今回の宣言案は簡潔であるということが協調され、短くまとまっているものを作った。「人権」・「平和」・「発展」が、相互に補強しあう相互的なものであるということを確認した。

その後、スケジュールについて確認が行われて、各国代表とNGOからの一般コメントの聴収が行われた。

【各国発言】

最初はキューバからはじまり、韓国、スリランカ、オーストラリア、日本など25か国が意見を述べ、ほとんどの国は、この新しい宣言案に対して好意的で、議長が各国と協議して、前回の総花的なものとは違って簡潔であるという点で優れているというコメントが多かった。特徴的な国のコメントは以下。

・韓国：議長が説明した平和・発展・人権は、国連の3つの柱であるという点において賛同する。しかし韓国としては、個人的権利であろうと集団的権利であろうと、平和への権利を認めるつもりはないとはっきり否定。

・スリランカなど発展途上国4～5国ぐらい：宣言案を評価するけど、抜けているものがある。それは、主権や領土保全を尊重するという文言である。それは宣言案の中に入れる必要がある。

・オーストラリア：平和への権利については、いまだに認めることができない。国際法ではすべての武力行使が禁止されていない。自衛権のための合法的な武力行使を否定する平和への権利は認められるべきではない。

・日本：人権と平和の相互関係は承認している。固有の人権として、平和への権利を認める段階にいたっていないのではないか。しかしこれから議論を深めていきましょうという、完全に認めないとはっきりいっているようには聞こえないが、玉虫色のとらえどころのない発言。

・コスタリカ：宣言案を承認するが、カバーしきれていない部分があるのでこれから発言していきますという含みを持たせた発言。

・パキスタン：平和への権利は、国際的な法的な権利として承認していると、かなりはっきり発言。しかし、集団的な権利として認めるが、平和は個人レベルではないとのこと。

・アルジェリア：宣言案に対して、はっきりとした反対。作業部会の最後には、もっとはっ

きりした宣言案を採択する必要がある。簡潔にするのは評価するが、簡潔だからといってすべて省いていいわけではない。平和への権利が宣言の根本的な中心にあるのだから、それをもっと反映させるべきである。宣言案は、バランスのとれたものでなければならないが、付加価値のあるものでなければならない。(国の中では一番はっきりと長く反対意見を述べた。議長はそれを受けて「正直な意見をありがとうございます」と言っていた)

・ウルグアイ：平和への権利は、30年前から平和への権利は存在している。

・アメリカ：アメリカは、国として平和と人権の促進に対し、支持、促進している。平和への権利は、存在しているとは考えていない。平和への権利は、非生産的で危険でもある。以前の宣言案は、普遍的な支持のないものでコンセンサスをかいたものばかりだったのに対し、新しい宣言案は、短く簡潔で合意のないものをとりのぞいた点で評価できる。アメリカは、作業部会の設置自体反対したのにもかかわらず、会議に参加してきて意見も述べてきた。新宣言案には賛成するが、クリスマスツリーに例えるならば、1つでも余計なオーナメントを加えることはならない。新しい宣言案をもらったのは先週なので、今後ワシントンと協議していく。

【NGO発言】

・アルフレッド・デザイヤス氏

平和への権利というのは、国際法上の法的な根拠があるにもかかわらず、この場では「ない」といわれる。それは誤りである。

・カルロス・デュラン氏

新しい宣言案は、2012年までNGOがすすめてきた運動の延長線上とは思えない。NGOの宣言にたち帰る必要がある。この宣言が新しいスタートラインとしても、最後は投票にかけて、平和への権利に反対する国は投票でそれを表明するというところを行ってもいいだろう。

・日弁連田中副会長

・ミコル・サビア氏

平和への権利は、すでに「人民の権利宣言」で国連の場で認められているのに、そこから後退するというのは許せない。